

## 「終身型入院保険」の留意事項等

### 入院給付金

■以下の支払事由に該当した場合に入院給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
傷害や疾病で1日以上入院をしたとき	1回の入院につき 入院給付金日額 × 入院日数	契約時に選択した 入院給付金の型に応じて 下表のとおり

入院給付金の型	入院原因	支払限度日数	
		1回の入院	通算
入院Ⅱ型	がん	無制限	無制限
	上記以外	60日	1,000日*

\* 入院Ⅱ型は「がんによる入院日数」を通算支払日数算出上の入院日数に含めません。

#### 保障内容に関する注意事項

- 入院日数が1日とは、入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがあるときなどをいいます。
- 同一の傷害または疾病により入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院の開始日までの期間が、180日以下の場合には1回の入院とみなし、181日以上の場合には新たな入院とみなします。

### 手術給付金

■以下の支払事由に該当した場合に手術給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
次のいずれかの手術を受けたとき ・傷害や疾病を原因とした所定の手術 ・造血幹細胞移植術 ・責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に受けた造血幹細胞採取手術	入院給付金日額 × 給付倍率*1	無制限*2

\* 1 手術の種類等に応じて、次のとおりです。

手術の種類		給付倍率	
入院中に 受けた 手術	①開頭脳手術	40倍	
	②開胸心臓手術		
	③上記②に該当しない手術で、かつ開胸術に該当する手術		
	④開腹術	20倍	
	⑤がん組織摘出手術	開頭術、開胸術、開腹術	40倍
		上記以外の手術	20倍
	⑥感覚器に対する手術	5倍	
⑦上記①～⑥に該当しない手術	10倍		
入院中以外に受けた手術		5倍	
造血幹細胞移植術、造血幹細胞採取手術		10倍	

\* 2 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料または輸血料が1回のみ算定されるものとして定められている手術は、14日に1回(非電離放射線による療法の場合は60日に1回)の給付を限度とします。また、医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術は、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。

### 保障内容に関する注意事項

- 手術給付金は、「手術あり型」「手術なし型」より、契約時に選択いただきます。「手術なし型」を選択した場合は、手術給付金はありません。
- 手術給付金の支払事由に該当する手術は、レーザー屈折矯正手術(レーシック)は対象外など、所定の要件があります。
- 開頭脳手術・開胸心臓手術・開胸術・開腹術・がん組織摘出手術は約款に定める手術となり、血管カテーテルによる手術を除くなど、所定の要件があります。
- 感覚器に対する手術とは、目(視覚)、耳(聴覚)、鼻(臭覚)に対する所定の手術をいいます。
- 造血幹細胞移植術とは、組織の機能に障害がある者に対して組織の機能の回復または付与を目的として造血幹細胞を輸注することをいいます。なお、異種移植は含みません。
- 造血幹細胞採取手術とは、組織の機能に障害がある者に対して造血幹細胞を移植することを目的として、造血幹細胞を採取\*することをいいます。なお、自家移植は除きます。  
\* 骨髄または末梢血からの採取に限るものとし、臍帯血からの採取は除きます。
- 手術給付金の支払事由に該当する手術を同時期に複数受けたときは、最も給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。

## 放射線治療給付金

- 以下の支払事由に該当した場合に放射線治療給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
傷害や疾病を原因として所定の放射線治療を受けたとき	入院給付金日額 × 10倍	無制限*

\*放射線照射または温熱療法による診療行為それぞれについて60日に1回の給付を限度とします。

### 保障内容に関する注意事項

- 放射線治療給付金は、「手術あり型」「手術なし型」より、契約時に選択いただきます。「手術なし型」を選択した場合は、放射線治療給付金はありません。
- 放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療は、処置・検査は対象外など、所定の要件があります。

## 入院一時金(医療費充当給付金)

- 以下の支払事由に該当した場合に医療費充当給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
入院給付金が支払われる入院を開始したとき	1回の入院につき 入院給付金日額 × 契約時に選択した給付倍率	1回の入院:1回 通算:50回

### 保障内容に関する注意事項

- 入院給付金が支払われる入院を2回以上したときで、その入院を1回の入院とみなす場合は、医療費充当給付金においても、その入院を1回の入院とみなします。

## 先進医療給付金・先進医療見舞金

- 以下の支払事由に該当した場合に先進医療給付金・先進医療見舞金をお支払いします。

	支払事由	支払金額	支払限度
先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術にかかる費用(自己負担額)	1回の療養:450万円 通算:2,000万円
先進医療見舞金	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療給付金の支払金額の10%相当額	1回の療養:45万円 通算:200万円

### 保障内容に関する注意事項

- 支払事由に該当する先進医療は、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療で、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療機関で行われるものをいいます。ただし、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科(歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科)のみで実施することが定められている先進医療は対象外となります。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は随時見直しされます。
- 同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたとき、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。

## 通院時お見舞金(通院一時金)

- 以下の支払事由に該当した場合に通院一時金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
主契約の入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日以後180日以内に通院したとき	通院一時金額	1回の入院:1回 通算:50回

### 保障内容に関する注意事項

- 通院一時金の支払事由に該当する通院は、入院の直接の原因となった傷害または疾病の治療を目的とした通院をいいます。
- 入院給付金が支払われる入院を2回以上したときで、その入院を1回の入院とみなす場合は、通院一時金においても、その入院を1回の入院とみなします。
- 主契約の入院給付金が支払われる入院日と同日の通院については、通院一時金をお支払いしません。
- 同日に複数の通院一時金の支払事由に該当する通院をしたときは、通院原因が先に生じた通院に対してのみ通院一時金をお支払いします。

## 7大疾病初回一時金

- 以下の支払事由に該当した場合に7大疾病初回一時金をお支払いします。

支払事由		支払金額	支払限度
がん	悪性新生物 上皮内新生物 ・がん(上皮内新生物を含みます)と診断確定されたとき	7大疾病初回 一時金額	1回
6 大 疾 病	急性心筋梗塞 拡張型心筋症 ・急性心筋梗塞の治療のため入院したとき、または手術を受けたとき ・拡張型心筋症の治療のため入院したとき、または手術を受けたとき		
	脳卒中 脳動脈瘤 ・脳卒中の治療のため入院したとき、または手術を受けたとき ・脳動脈瘤が破裂したと診断されたとき ・脳動脈瘤の治療のため手術を受けたとき		
	慢性腎不全 ・慢性腎不全により永続的な人工透析療法を開始したとき ・慢性腎不全の治療のため腎移植手術を受けたとき		
	肝硬変 ・肝硬変により生じた食道・胃静脈瘤が破裂したと診断されたとき ・肝硬変により生じた食道・胃静脈瘤の治療のため手術を受けたとき ・肝硬変の治療のため肝移植手術を受けたとき		
	糖尿病 ・糖尿病性網膜症の治療のため手術を受けたとき ・糖尿病性壊疽の治療のため1手の1手指または1足の1足指以上の切断術を受けたとき		
	高血圧性疾患 ・高血圧性疾患により生じた(解離性)大動脈瘤が破裂したと診断されたとき ・高血圧性疾患により生じた(解離性)大動脈瘤の治療のため手術を受けたとき		

## その他

- この保険には解約返戻金はありません。
- この保険(特約含む)には配当金はありません。
- 7大疾病初回一時金のがんを原因とする保障の責任開始の時は、主契約の責任開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- がんを原因とする給付の責任開始の時より前にがんが診断確定されていた場合には、7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)Sは無効となり、7大疾病初回一時金はお支払いしません。